

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月15日

高山村長 後藤 幸三

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高山村

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年11月7日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1 経営体
個人	18 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ又は経営転換する人若しくは担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

農地中間管理事業及び利用権設定の推進により担い手への農地集積を進め、担い手の規模拡大及び効率的な農業経営を推進するとともに農作業受託組織の育成により持続可能な農業構造の確率を図る。また、就農希望者に対しては各種支援策を活用し、就農後の負担軽減や定着を図り、担い手の育成・確保を進める。特に青年等の担い手の育成・確保については、研修制度の活用や受入・指導体制の整備を進め、営農の定着を支援していく。

また、環境負荷の少ない有機農業や農薬、化学肥料の使用を控えた特別栽培への取組や6次産業化による高付加価値化等を推進し、地域農業の維持発展を図る。